

深谷市
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
利用の手引き



目次

1	宣誓をお考えの皆様へ……………	1
2	宣誓をすることができる方……………	2
3	宣誓の流れ……………	3
4	宣誓に必要な書類……………	6
5	宣誓後について……………	8
6	宣誓した方が利用できるサービス……………	10
7	自治体間の連携について……………	12
8	よくある質問……………	13



1 宣誓をお考えの皆様へ

深谷市では、「深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例」の理念に基づき、性的指向及び性自認に係る性的少数者の人権が尊重され、多様な生き方を選択でき、自分らしく暮らせる社会の実現を目指して、令和4年3月に「深谷市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。さらに、令和7年4月1日からファミリーシップ制度を導入し、「深谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を開始しました。

パートナーシップ宣誓制度

双方または一方が性的指向及び性自認に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを市に宣誓し、市がその宣誓を証明する制度です。

ファミリーシップ制度

パートナーシップ宣誓者の子（養子含む）、親（養親含む）等が家族として継続的な共同生活を行っている又は行うことを約束した関係である場合に、ファミリーシップにある者として宣誓に含むことができる制度です。

婚姻等と異なり、法的な効力はありませんが、宣誓された方の精神的な安心感や、日常生活における生きづらさの軽減を願うとともに、社会的に性の多様性への理解が深まることを目指しています。

2 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓することができる方は、次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 成年であること。
- (2) 深谷市内に住所を有している、又は宣誓の日から3か月以内に転入を予定していること。※同居は要件としない。
- (3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び宣誓をしようとする相手以外にパートナーシップにある者がいないこと。
- (4) 宣誓をする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者になった者を除く。

・直系血族・・・祖父母、父母、子、孫等 ・三親等内の傍系血族・・・兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪 ・直系姻族・・・子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等
--

ファミリーシップにある者を含めて宣誓する場合は次のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 宣誓者双方又は一方の子（養子を含む）、親（養親を含む）その他市長が認める者であること。
※その他市長が認める者についてはお問い合わせください。
- (2) 家族として継続的な共同生活を行っている関係又は行うことを約束した関係その他市長が認める関係であること。
※その他市長が認める関係についてはお問い合わせください。
- (3) 15歳以上である者について本人の同意があること。



3 宣誓の流れ

宣誓に係る手続き（予約、宣誓、交付、宣誓後の各種手続き等）は、
全て、深谷市役所人権政策課で行います。

（8時30分～17時00分 土日、祝日、年末年始を除く）

住 所 〒366-8501

深谷市仲町11番1号 深谷市役所人権政策課

電 話 048-574-6643

メール jinken@city.fukaya.saitama.jp

宣誓日時の予約

- （1）宣誓を希望される日の原則7日前までに、電話・メール・来庁のいずれかで宣誓日時を予約してください。
※宣誓日時はご希望に添えない場合があります。
- （2）予約時に要件及び必要書類（P6～7参照）等の案内をいたします。

宣 誓

- （1）予約した日時に必要書類をお持ちのうえ、必ずお2人でお越しください。
※プライバシーに配慮したスペースを用意しております。
- （2）必要書類により、要件確認と本人確認をいたします。
- （3）「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」を市職員の面前で記入してください。ファミリーシップにある者を含む場合はその方の氏名も記入してください。
※自ら記入できない場合は、代書も可能です。
- （4）書類に不備や不足がある場合は、宣誓日を延期させていただきます。



証明書等の交付

(1) 交付するもの

- ①「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」
(お2人に1部)
- ②「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」
(お2人それぞれに1部、ファミリーシップにある者を含む場合は希望に応じ人数分)

(2) 交付時期

- ①原則、宣誓の日から概ね1週間後
- ②即日交付を希望される方は予約時にご相談ください。

(3) 交付方法

- ①本人確認書類をお持ちのうえ、窓口へお越しください。どちらかお1人でもかまいません。
- ②郵送での交付を希望の方は、事前に送付先を確認し、郵送いたします。

パートナーシップ宣誓証明書 見本



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

____ 様	____ 様
____ 年 ____ 月 ____ 日生	____ 年 ____ 月 ____ 日生

深谷市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。

宣誓日 ____ 年 ____ 月 ____ 日 第 ____ 号

ファミリーシップにある者

____ 様	____ 様
____ 年 ____ 月 ____ 日生	____ 年 ____ 月 ____ 日生
____ 様	____ 様
____ 年 ____ 月 ____ 日生	____ 年 ____ 月 ____ 日生

 深谷市長

【おもて】 パートナーシップ宣誓証明カード 見本 【うら】

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード  本人 様 パートナー 様 _____ 年 月 日生 _____ 年 月 日生 深谷市パートナーシップ・ファミリーシップ の宣誓の取扱いに関する要綱に基づきパート ナーシップの宣誓をされたことを証明します。  宣誓日 年 月 日 第 号 深谷市長 	この証明カードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、お2人がお互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを深谷市として証するものです。 この証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。 この制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないようお願いします。 戸籍上の氏名（通称名使用時） 本人 _____ パートナー _____ ファミリーシップにある者 _____
---	--

4 宣誓に必要な書類

提出していただく書類

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

宣誓当日にご用意いたします。

(2) 住民票の写し（転入予定の方を除く）

（公簿等で確認することに同意する場合は不要）

各1通（発行から3か月以内のもの）

※宣誓するお2人が同一世帯の場合はお2人で1通

★取得する際、以下の項目は省略してください。

マイナンバー、本籍、世帯主の氏名及び続柄

(3) 転入予定住所が確認できる書類（転入予定の方）

転出証明書、賃貸借契約書の写し等

※転入後、宣誓の日から3か月以内に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」（様式第6号）と住民票の写し（公簿等で確認することに同意する場合は不要）を提出してください。

(4) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）または独身証明書

各1通（発行から3か月以内のもの）

※外国籍の方は、在日本大使館や在日本領事館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書などに日本語訳（翻訳者の氏名を記入すること）を添えて提出してください。

◆ ファミリーシップにある者を含めて宣誓する場合

(5) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）その他親子関係を証明する書類

(6) ファミリーシップにある者の同意書（ファミリーシップにある者が15歳以上の場合）

提示していただく書類

(1) 本人確認書類（いずれも有効期限以内のもの）

① 1点の提示でよいもの

マイナンバーカード・運転免許証・旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付き証明書等

② 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等のご本人が確認できる証明書等
※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

(2) 通称の使用が確認できる書類（通称を使用する方）

社員証や学生証など、通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる資料。



郵送で証明書等の交付を希望される場合

(1) 郵送に係る費用

郵送で証明書等の交付を希望される方は切手（定形外代金（A4）、簡易書留代金）をお持ちください。

5 宣誓後について

宣誓後の証明書等に関する手続きは次のとおりです。

手続きの希望日時を事前にご連絡ください。

いずれの手続きにも本人確認書類が必要です。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書、証明カードの紛失や毀損などの理由により再交付を希望される場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書」（様式第5号）にて申請してください。

毀損の場合は、交付済みの証明書等を返還してください。

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項の変更

宣誓事項に変更があった場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」（様式第6号）に変更内容が確認できる書類を添えて提出してください。

ファミリーシップにある者を追加する場合には、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）その他親子関係を証明する書類及び同意書（ファミリーシップにある者が15歳以上の場合）を添付してください。

ファミリーシップにある者を追加する場合または解消する場合には宣誓者双方の署名が必要になります。

ファミリーシップにある15歳以上の者が、ファミリーシップの解消を希望する場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第7号）により申し立てることができます。

(3) パートナーシップ宣誓証明書等の返還

次の場合、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」（様式第10号）を提出し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」を返還する必要があります。

①パートナーシップが解消されたとき。

②宣誓者の一方が死亡したとき。

③宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。(自治体間連携の継続を除く)

④その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき。

ア 当事者にパートナーシップを形成する意思がないとき。

イ 虚偽の宣誓を行ったとき。

ウ 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

エ 宣誓の要件（P 2）に反しているとき。

オ 転入予定で宣誓している場合、宣誓の日から3か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき。



6 宣誓した方が利用できるサービス

(1) 行政サービス (令和7年4月1日時点での情報です。)

各サービスの詳細につきましては、所管課へお問い合わせください。

今後新たなサービスが追加された際は、この一覧表を随時更新し、深谷市ホームページに掲載いたしますのでご確認ください。

所管	制度・サービス	内容
市民課	住民票に記載される続柄	パートナー及びファミリーシップにある者を「縁故者」とすることができる。
市民税課	課税(所得)証明書	パートナー及びファミリーシップにある者が同居親族として請求ができる。
	非課税証明書	
	申告書の写し(原本があるものに限る)	
	納税証明書	
	市税に滞納がないことの証明書	
収税課	国民健康保険税納付済通知書	パートナー及びファミリーシップにある者が同居親族として請求ができる。
障害福祉課	重度心身障害者自動車等燃料費補助金交付	パートナー及びファミリーシップにある者が補助金の対象となる「介護者が所有する自動車等」の介護者に含まれる。
長寿福祉課	老人ホーム入所措置	夫婦のうち一方が入所基準適合者と認められた場合、双方ともに養護老人ホームへ入所可能となる制度で、パートナーが夫婦同様の取扱いとなる。
	徘徊者探索システム事業	G P Sによる探索システムを利用することができる事業でパートナー及びファミリーシップにある者が家族同様の取扱いとなる。
	ねたきり高齢者等移動支援事業	寝台車両移動サービスの利用の助成を受けることができる事業でパートナー及びファミリーシップにある者が親族同様の取扱いとなる。
	外国人高齢者福祉手当支給	該当者が死亡時に未支給の手当てがある場合にパートナー及びファミリーシップにある者が親族として未支給分を受給可能となる。

	おむつサービス	パートナー及びファミリーシップにある者が同居親族として申請ができる。
建築住宅課	市営住宅の入居資格	パートナー及びファミリーシップにある者が同居親族として申し込みができる。
企画課	移住支援金	パートナーが配偶者として交付対象となる。 世帯に１８歳未満の子どもがいる場合には、「子ども加算」の対象となる。
人権政策課	犯罪被害者等見舞金	パートナー及びファミリーシップにある者が遺族見舞金の支給対象となる。
区画整理課	国済寺土地区画整理審議会の傍聴	パートナー及びファミリーシップにある者が親族として審議会の傍聴ができる。 ※深谷都市計画事業国済寺土地区画整理審議会傍聴要綱に基づく要件が必要。
深谷消防課	り災証明書（火災）の交付申請	同居しているパートナー及びファミリーシップにある者が親族として申請ができる。
	救急搬送証明書の交付申請	同居しているパートナー及びファミリーシップにある者が親族として申請ができる。
学校教育課	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償における遺族補償請求	学校医、学校歯科医及び学校薬剤師が公務災害で死亡した場合、パートナーが親族として請求が可能となる。
人事課	職員の給与制度・旅費制度・勤務時間制度・休暇制度・育児休業制度	パートナーやファミリーシップにある者を配偶者や子、要介護者等を含め、制度を利用できるものがある。

（２）民間サービス

事業者によって取扱いは異なりますが、携帯電話の家族割引の適用、住宅ローンの連帯債務者の指定、生命保険の死亡保険金受取人の指定及び病院における面会等で、配偶者及び親族同様の取扱いとなる場合があります。この制度には法的拘束力はないため、取扱いについては各事業者の判断となります。

詳しい内容については各事業者へお問い合わせください。

7 自治体間の連携について

深谷市では、下記の自治体とパートナーシップ制度の連携に関する協定を結んでいます。該当の自治体から転入される場合は手続きを行うことで、パートナーシップ・ファミリーシップを継続することができます。

また、協定を結んでいない自治体からの転入につきましても、パートナーシップ・ファミリーシップを継続することができる場合がございます。詳しくは深谷市人権政策課へお問い合わせください。

深谷市が協定を結んでいる自治体から転入される場合

①～⑤を窓口へご持参もしくは郵送し、申請してください。

※証明書等の交付は原則、後日となります。

郵送による交付をご希望の場合は返信用切手等を添付して申請してください。

【必要書類】

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続届（様式第8号）
- ② 転出元自治体の証明書等
- ③ 住民票（公簿等で確認することに同意する場合は不要）
- ④ 本人確認書類
- ⑤ 通称利用の場合はその事実がわかる書類

深谷市が協定を結んでいる自治体へ転出される場合

転出先の自治体から深谷市へパートナーシップ・ファミリーシップの継続を行った旨の通知があった場合は、証明書等の返却は不要となります。

深谷市がパートナーシップ制度の連携に関する協定を結んでいる自治体

埼玉県内全市町村

大阪府主導パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体（詳しくは人権政策課にお問い合わせください。）

8 よくある質問

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続権や税金上の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、要綱（深谷市の内部規定）に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を市が証明する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

また、宣誓により戸籍や住民票の記載が変わるものではありません。

Q2 事実婚は対象ではないのか。

A2 深谷市としては、性的指向及び性自認に係る性的少数者を支援する施策として、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を実施していきたいと考えておりますので、事実婚は対象とはしておりません。

Q3 「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A3 「継続的な共同生活」とは、日常生活において相互に協力し合い、必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q4 パートナーやファミリーシップにある者と同居していなくても、宣誓できますか？

A4 パートナーシップ宣誓の場合双方が深谷市内に住所を有し（転入予定を含む）、互いをパートナーとし、日常生活において相互に協力していれば同居をしていなくても宣誓することができます。

ファミリーシップについても同居は必ずしも要件ではありません。家族として継続的な共同生活を行っている場合は宣誓に含むことができます。

Q5 宣誓制度の利用に費用はかかりませんか？

A5 制度の利用や証明書等の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

また、郵送での交付を希望される場合は郵便料をいただいております。

Q 6 宣誓書は、どこで手に入れることができますか？

A 6 宣誓当日に深谷市役所人権政策課（市役所本庁舎2階）にてお渡しいたします。また、深谷市ホームページからもダウンロードできますが、氏名欄は記入せずにご持参ください。

Q 7 証明書等は即日交付されますか？

A 7 提出された書類の確認、審査及び証明書等の作成等に概ね一週間程度かかるため、後日窓口に来ていただくか郵送での交付となります。

郵送を希望される方は、宣誓時に返信用の切手（簡易書留代金含む）をお持ちください。

なお、即日交付を希望される場合は、予約時にご相談ください。事前に必要書類を預かり、確認及び審査を行います。

Q 8 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？

A 8 宣誓者同士が養親と養子の関係にあることは、近親者となりますが、本制度は、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓者同士の法的な関係やパートナーシップを築く目的で養子縁組している場合は、宣誓することができます。

Q 9 外国籍の方も宣誓できますか？

A 9 深谷市内に住所を有しているまたは宣誓の日から3か月以内に深谷市内へ転入を予定している方であれば宣誓できます。

外国籍の方は、独身であることを確認できる書類として、在日本大使館、在日本領事館等が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）などに、日本語訳を添えて提出してください。

Q10 通称は使用できますか？

A10 特に理由がある場合は、通称を使用することができます。社員証や学生証など通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる資料を宣誓時に提示してください。

通称使用の場合、証明書は通称で記載され、証明カードは表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

Q11 平日は仕事があり、2人で来庁することは難しいのですが？

A11 相談に応じますので、お問い合わせください。

Q12 ファミリーシップにある者を含む場合は、その者が来庁する必要がありますか？

A12 来庁していただくのはパートナーシップの宣誓をするお二人のみで結構です。

必要書類をお持ちください

- ・戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）その他親子関係を証明する書類
- ・ファミリーシップにある者の同意書（15歳以上の場合）

Q13 宣誓することで、利用できる行政サービスはありますか？

A13 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の提示等により、配偶者及び親族同様の取り扱いになる行政サービスがあります。詳しくはP10「6 宣誓した方が利用できる行政サービス」（1）をご覧ください。また、今後、新たに制度やサービスが追加された際は、深谷市ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

Q14 宣誓することで、利用できる民間サービスはどのようなものがありますか？

A14 事業者によって取扱いは異なりますが、携帯電話の家族割引の適用、住宅ローンの連帯債務者の指定、生命保険の死亡保険金受取人の指定及び病院における面会等で、配偶者及び親族同様の取扱いとなる場合があります。この制度には法的拘束力はないため、取扱いについては各事業者の判断となります。詳しい内容については、各事業者にお問い合わせください。



Q15 他の人に代理で宣誓をしてもらうことはできますか？

A15 代理の宣誓はできません。市職員の面前で宣誓書を記入していただくため、宣誓者のお2人が揃ってお越しください。来庁が難しい場合はご相談ください。

Q16 深谷市外に転出するときはどうしたらいいですか？

A16 双方又は一方が深谷市外に転出すると宣誓の要件を満たさなくなりますので、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

ただし、深谷市が協定を結んでいる自治体にて継続の手続きを行い、転出先の自治体から深谷市へパートナーシップ・ファミリーシップの継続を行った旨の通知があった場合は、証明書等の返却は不要となります。

Q17 パートナーシップを解消した場合は、どうしたらよいですか？

A17 パートナーシップを解消した場合には、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

Q18 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？

A18 宣誓は、プライバシーに配慮し、個室で対応します。周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓することができます。

Q19 証明書等に有効期限はありますか？

A19 ありません。



深谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

利用の手引き

(第1版) 令和4年3月発行

(改定) 令和6年4月

(改定) 令和7年4月



深谷市 協働推進部 人権政策課

TEL 048-574-6643

メール jinken@city.fukaya.saitama.jp